

# 養護老人ホーム 慈愛園老人ホーム

## 2022年度 事業計画

### 1 施設の基本理念

社会福祉法人慈愛園が設置経営する養護老人ホーム慈愛園老人ホームは、イエス・キリストによって示された愛と奉仕の精神、慈愛園創立者モード・パウラス博士の「散らされた人々を集め、ひとりも失われないようにする」という創立の理念並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）の目的及び基本的理念に基づき、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するために創意工夫をしつつ良質かつ適切なサービスを提供する。

(運営方針)

- ①利用者のサービスに関する計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- ③施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、他の老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

### 2 2021年度の主な取り組み

- (1) 慈愛園創立期の理念と実践を理解し、現在に継承していくために朝礼時の聖書拝読に加え、『くるみの実のなるころ』の輪読を始めた。
- (2) 情報共有のためのICT機器の機能が脆弱だったが、新品のパソコンを購入すること無くSSD換装によって、既存パソコンの機能強化を図り、効率的経営と実践に資することができた。
- (3) 紙媒体で行っていた業務日誌のデジタル化に取り組み、情報共有の迅速化と業務効率化を図り職員の業務負担を軽減するとともに、日常業務に関するエビデンスを蓄積し可視化に寄与することができた。
- (4) 職員と他入居者に対する暴言・暴力行為が激しい入居者に効率的かつ効果的に対応するために特別支援チームを設置し支援を行い、その成果を踏まえて

警察及び東区役所の協力のもと適切な医療機関につなぐことができた。

- (5) 入居者の安全と安心を確保し、不慮の事故や園外への徘徊、反・非社会的行動等に関する客観的な情報を確実に収集・記録し、支援に活用する観点から公共スペースに監視カメラを設置した。
- (6) 懸案事項となっていた特定施設入居者生活介護については導入しないことにし、要介護者対応として新たに外部の訪問介護を導入した。
- (7) 機器設備等の老朽化に伴う突発的な故障に対応するために、種々の改良工事を行った。

### 3 2022 年度の取り組み方針

#### (1) 取り組み方針

措置入所が厳しい状況を踏まえ、定員充足率の低下抑制も視野に入れつつ、入居者の高齢による傷害や疾病等を予防し、入居者が可能な限り住み慣れた施設での生活が継続できるように、施設内の分業化と多職種連携並びに家族、外部の関係機関や団体、地域住民との連携を図り、公平で効果的かつ効率的なサービスの提供を行い、地域共生社会の実現に寄与する。

#### (2) 重点目標

- ① 効率的で持続可能な施設経営と運営管理体制の整備
- ② 業務の分業化と多職種連携の徹底
- ③ 措置入所による定員充足率 72%以上、契約入所者 10 名以上の維持

### 4 2022 年度の具体的な取り組み

#### (1) 効率的で持続可能な施設経営と運営管理体制の整備を図る

- ① 今後 3 年間は、毎年度ごとに定年退職者が生じることから、それに伴う負の影響を最小限に抑制し、これまでの業務を断続することなく、ベテラン職員が蓄積してきた支援のノウハウを発展的に継続していくために、2023 年度実施を目途に経営効率化も視野に入れた人事計画を策定する。
- ② 2021 年度に引き続き、ICT を活用した効率的な情報共有と業務に係るエビデンスを収集するために、Google による無料サービスをはじめ、オープンソースによるデータベースやデータ分析ツールを積極的に活用するとともに、既存データの確実な管理方法についても検討する。
- ③ 施設サービスの維持増進を図るためのサービス評価を実施するとともに、個々の職員による自己点検、自己評価を実施する。
- ④ 2023 年度からの実施を目途に職員会議やケース会議等の各種会議の効率的かつ効果的な実施方法について検討し一定の結論を得る。

## **(2) 業務の分業化と多職種連携の徹底**

- ①業務分掌の確認と業務実施状況の振り返りと課題整理を年間で4回実施する。
- ②2023年度の実施を目途に相談員業務と支援員業務の分業化について検討し一定の結論を得る。
- ③生活相談員による入居者全員に対する定期的な個別面接の実施を実現し、ニーズ分類を行い、多職種連携を想定した上で支援計画に反映させる。

## **(3) 措置入所による定員充足率72%以上、契約入所者10名以上の維持**

措置入所による定員充足が期待できない状況の中で、一定水準以上の定員充足率を維持していくためには、傷害、疾病や死亡による退所を極力少なくするしかないとの観点から、支援体制と連動した健康管理と栄養管理体制を整備し、モニタリングと早期の介入を行う。

## **(4) その他**

- ①将来の人材確保と後進育成の観点から、各種専門資格の取得に係る実習指導体制の在り方についての検討を行い、2022年度中に一定の結論を得る。
- ②2021年度に引き続き、地域の町内会や消防団の構成員として地域社会への貢献活動を行う。